

# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一三・五・長寿社会課)……………1
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一三・六・長寿社会課)……………3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(訪問介護)……………3

- (一三七・長寿社会課)……………4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(一三八・長寿社会課)……………5
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一三九・長寿社会課)……………6
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定(一四〇・長寿社会課)……………6
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(一四一・長寿社会課)……………10
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の変更の届出(一四二・長寿社会課)……………10
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(一四三・環境整備課)……………11
- 争議行為の予告(一四四・雇用労働政策課)……………11
- 基本測量終了の通知(一四五・建設管理課)……………12
- 公共測量終了の通知(一四六・建設管理課)……………12

告示

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報公開課)……………12
- 選挙管理委員会告示
  - 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二五)……………12
  - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二六)……………12

秋田県告示第百三十五号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年三月十三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二二二五三九〇	養護老人ホームやまもと訪問介護事業所	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三	能代市山本郡養護老人ホーム組合	平成十九年一月一日
〇五七〇四一五四一四	成章園ヘルパーステーション指定訪問介護事業所	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	社会福祉法人大館市社会福祉事業団	平成十九年一月一日
〇五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年一月十五日
〇五七二二二五五四〇	訪問介護事業所NPOのはな	仙北市田沢湖卒田字北竹原九十六	特定非営利活動法人 NPOのはな	平成十九年二月一日
〇五七〇四一五五三九	訪問介護センターひまわり	大館市御成町二丁目四番十五号	株式会社 フィール・ライフ	平成十九年二月一日

(短期入所生活介護)				
〇五七〇一五五五〇	シヨートステイななかまどの街	秋田市御所野下堤二丁目一番七―一号	有限会社エリアサポート秋田	平成十九年二月一日
〇五七〇一五五二七	医療法人明光会五十嵐記念病院短期入所生活介護施設在宅総合ケアセンター	秋田市土崎港中央一丁目十七番二十三号	医療法人明光会	平成十九年一月二十日
〇五七〇一五四五一	シヨートステイ「美しき郷」	秋田市金足小泉字潟向三十九番地一	来楽株式会社	平成十九年一月一日
(通所介護)				
〇五七〇六一五五七五	脇本デイサービスげんき	男鹿市脇本脇本字脇本百三十八番地	株式会社こうしん	平成十九年二月十五日
〇五七〇一五五〇一	企業組合さくら家	秋田市牛島東二丁目一番九号	企業組合さくら家	平成十九年一月十五日
〇五七〇一五四七七	さとみ温泉ゆつたり倶楽部	秋田市添川字境内川原百四十二番地一	株式会社秋田温泉さとみ	平成十九年一月四日
(訪問リハビリテーション)				
〇五七〇一五五九二	介護老人保健施設かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢一番地六	社会福祉法人成光会	平成十九年三月一日
〇五七〇四一五六〇四	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年三月一日

〇五七〇七一五五六五	医療法人せいとく会短期入所生活介護事業所	湯沢市小野字東堺七十七番地一	医療法人せいとく会	平成十九年二月一日
------------	----------------------	----------------	-----------	-----------

(特別施設入居者生活介護)

〇五七二二一五三八二	養護老人ホームやまもと外部サービス利用型特定施設	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三	能代市山本郡養護老人ホーム組合	平成十九年一月一日
〇五七〇四一五四〇六	大館市養護老人ホーム成章園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	社会福祉法人大館市社会福祉事業団	平成十九年一月一日

(福祉用具貸与)

〇五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年三月一日
------------	------------	--------------------	--------	-----------

(特別福祉用具販売)

〇五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年三月一日
------------	------------	--------------------	--------	-----------

秋田県告示第百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の

規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、  
同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

〇五七〇四一五三六四	ケアプラザかんきょう大館店	大館市住吉町一番二十号	株式会社 かんきょう	平成十八年十二月十五日
------------	---------------	-------------	------------	-------------

秋田県告示第百三十七号  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に  
 より、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があつた  
 ので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年三月十三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇二二五三七六	ケアプラザかんきよう能代店	能代市落合字上悪土百六十二番地	株式会社 かんきよう	平成十八年十二月十五日
〇五七〇一一五四六九	指定居宅介護支援事業所「美しき郷」	秋田市金足小泉字潟向三十九番地一	来楽株式会社	平成十九年一月一日
〇五七三三二五四二二	春風ケアプランセンター	南秋田郡五城目町字下夕町八番地一	合同会社春風	平成十九年一月一日
〇五七〇四一五四四八	居宅介護支援センターひまわり	大館市御成町二丁目四番十五号	株式会社 フィール・ライフ	平成十九年一月一日
〇五七〇一一五五一九	たんぼぼ居宅介護支援センター	秋田市寺内イサノ百一番地 アルファコート一F	株式会社東北リスクマネジメ ント	平成十九年一月十五日
〇五七〇一一五四九三	有限会社ニューサポート秋田	秋田市牛島東六丁目十八番六号	有限会社ニューサポート秋田	平成十九年一月十五日
〇五七〇一一五五八四	福寿居宅介護支援事業所	秋田市飯島飯田二丁目九番二十八号	有限会社福寿の会	平成十九年二月十六日
〇五七〇四一五六一一	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年三月一日

介護保険事業者番号	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	〇五七〇二二三三三二			
名 称	変 更 後	助っ人サービス	所 在 地	変 更 年 月 日
	変 更 前	能代市落合字落合八十四番地三		
(所在地を変更した指定訪問介護事業者)				
介護保険事業者番号	〇五七〇二二三三三二	名 称	助っ人サービス	変 更 年 月 日
名 称	助っ人サービス事業所	所 在 地	能代市落合字落合八十四番地三	平成十八年四月一日

介護保険事業者番号	変更後		変更前		所在地	変更年月日
	名	称	名	称		
〇五七〇二〇六〇四七	秋田県高齢協秋田西事業所		秋田市寺内蛭根三丁目五番地十一		秋田市寺内蛭根三丁目二十四番地三十一	平成十八年十二月十二日
〇五七〇二〇三五六二	特定非営利活動法人ニューハピネス扇寿		能代市字機織轉ノ目二百三番地		能代市鹹淵字一本柳百三十六番地	平成十九年一月二十九日
〇五七〇一〇七二二六	まほろばヘルパーステーション		秋田市川尻町字大川反二百三十三番地の五十九		秋田市土崎港中央三丁目四番四十号	平成十九年二月十日
〇五七〇一三三八四五	やさしい手秋田ももさだ		秋田市新屋表町四番三号		秋田市新屋表町四番五号	平成十九年三月一日
(所在地を変更した指定訪問看護事業者)						
介護保険事業者番号	名 称		所 在 地		変 更 年 月 日	
〇五六〇一九〇二四一	外旭川病院訪問看護ステーション		秋田市外旭川字三後田二百		秋田市外旭川字三後田百四十二	平成十九年一月三十日
(名称を変更した指定短期入所生活介護事業者)						
介護保険事業者番号	名 称		所 在 地		変 更 年 月 日	
〇五七〇二五〇二五〇	光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台		特別養護老人ホーム光峰苑		秋田市添川字鶴木台六十五番三	平成十七年四月一日

秋田県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に（名称を変更した指定居宅介護支援事業者）

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の

規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した

〇五七〇五〇七九四七	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇五〇七九四七	〇五七〇五〇七九四七	みらい工房	由利本荘市東梵天九十七番地二	有限会社よろ津や	平成十九年二月一日
〇五七〇五〇七九四七	〇五七〇五〇七九四七	みらい工房	由利本荘市東梵天九十七番地二	有限会社よろ津や	平成十九年二月一日

(特定福祉用具販売)

(福祉用具貸与)

秋田県告示第百三十九号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に

より、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があつたので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇五〇二五一八	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
〇五七〇五〇二五一八	〇五七〇一〇九八七六	居宅介護支援ひまわりの里	由利本荘市一番堰百四十二番地一	平成十九年二月一日
〇五七〇一〇六〇四七	〇五七〇一〇六〇四七	外旭川病院介護支援センター	秋田市外旭川字三後田二百	平成十九年一月三十日
〇五七〇一〇六〇四七	〇五七〇一〇六〇四七	秋田県高齢協秋田西事業所	秋田市寺内蛭根三丁目二十四番地三十一	平成十八年十二月十二日
〇五七〇五〇二五一八	〇五七〇五〇二五一八	居宅介護支援ひまわりの里	由利本荘市浜三川字小山口二十	平成十九年二月一日
〇五七〇五〇二五一八	〇五七〇五〇二五一八	居宅介護支援ひまわりの里	由利本荘市浜三川字小山口二十	平成十九年二月一日

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

ので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。  
 (介護予防訪問介護)  
 平成十九年三月十三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二二一五四三三	ほのか訪問介護事業所	仙北市西木町門屋字六本杉六十六番地十五	株式会社ほのか	平成十九年一月一日
〇五七二二一五三九〇	養護老人ホームやまもと訪問介護事業所	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三	能代市山本郡養護老人ホーム組合	平成十九年一月一日
〇五七〇四一五四一四	成章園ヘルパーステーション指定訪問介護事業所	大館市軽井沢字下倍二十番地二十	社会福祉法人大館市社会福祉事業団	平成十九年一月一日
〇五七二三〇二九八二	五城目指定訪問介護事業所	南秋田郡五城目町西磯ノ目二丁目六番地ノ十	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会	平成十九年一月一日
〇五七〇七一二七〇三	指定訪問介護事業所さわやかサポート	湯沢市愛宕町三丁目二一九	特定非営利活動法人ファミーユ	平成十九年一月一日
〇五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒湖町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年一月十五日
〇五七二二一五五四〇	訪問介護事業所NPOののはな	仙北市田沢湖卒田字北竹原九十六	特定非営利活動法人 N P O ののはな	平成十九年二月一日
〇五七〇四一五五三九	訪問介護センターひまわり	大館市御成町二丁目四番十五号	株式会社 フィール・ライフ	平成十九年二月一日
〇五七二六一〇五三三	元気でねット指定訪問介護事業所	大館市清水字南谷地七十一―二	有限会社元気でねット	平成十九年三月一日
〇五七二六一〇一四二五	J A秋田おばこホームヘルプサービス	大仙市大曲あけぼの町十六番四十七号	秋田おばこ農業協同組合	平成十九年三月一日
〇五七〇四一五六〇四	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町四番五号	有限会社ようこう	平成十九年三月一日

〇五一〇一〇二八四〇	介護保険事業者番号	名 称	能登谷整形外科医院	所 在 地	秋田市泉馬場十五―二十	事 業 者	能登谷整形外科医院	指 定 年 月 日	平成十九年二月一日
(介護予防通所リハビリテーション)									
〇五七〇六一五五七五	〇五七〇六一五五〇一	〇五七〇六一五四七七	〇五七〇七〇八七五〇	〇五七二六〇六八六一	〇五七二六〇二二〇九	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者
協本デイサービスげんき	企業組合さくら家	さとみ温泉ゆったり倶楽部	デイサービスふあみーゆ	デイサービスセンターあさひ	デイサービスセンターひなた	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
男鹿市協本協本字協本百三十八番地	秋田市牛島東二丁目一番九号	秋田市添川字境内川原百四十二番地一	湯沢市愛宕町三丁目二―三十	仙北市角館町上菅沢百六十八―一	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地十六	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	
株式会社こうしん	企業組合さくら家	株式会社秋田温泉さとみ	特定非営利活動法人ファミリーユ	有限会社菅原	有限会社菅原	事 業 者	指 定 年 月 日		
平成十九年二月十五日	平成十九年一月十五日	平成十九年一月四日	平成十九年一月一日	平成十九年一月一日	平成十九年一月一日	指 定 年 月 日			
(介護予防訪問看護)									
〇五六二三九〇〇七〇	〇五六〇一九〇〇二七	〇五六二三九〇〇七〇	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日		
五城目訪問看護ステーション	大平荘訪問看護ステーション	五城目訪問看護ステーション	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日			
南秋田郡五城目町西磯ノ目二丁目六番地ノ十	秋田市太平八田字藤の崎二百三十一番地の三	南秋田郡五城目町西磯ノ目二丁目六番地ノ十	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日				
社会福祉法人五城目町社会福祉協議会	社会福祉法人晃和会	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会	事 業 者	指 定 年 月 日					
平成十九年一月一日	平成十九年一月一日	平成十九年一月一日	指 定 年 月 日						



介護予防福祉用具貸与				介護予防特定施設入居者生活介護					
○五七〇二二一三六〇三	有限会社ぼらりすレンタル事業部	能代市河戸川字南後田六十番地二	有限会社ぼらりす	平成十八年十二月十五日	○五七〇二二一三六〇三	有限会社ぼらりすレンタル事業部	能代市河戸川字南後田六十番地二	有限会社ぼらりす	平成十八年十二月十五日
○五七〇八〇七二四八	有限会社クリーンサプライ県南	大仙市富士見町八十七一	有限会社クリーンサプライ	平成十九年三月一日	○五七〇八〇七二四八	有限会社クリーンサプライ県南	大仙市富士見町八十七一	有限会社クリーンサプライ	平成十九年三月一日
○五七〇八〇八七三三	J A秋田おばこ福祉用具貸与事業所	大仙市大曲あけぼの町十六番四十七号	秋田おばこ農業協同組合	平成十九年三月一日	○五七〇八〇八七三三	J A秋田おばこ福祉用具貸与事業所	大仙市大曲あけぼの町十六番四十七号	秋田おばこ農業協同組合	平成十九年三月一日
○五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年三月一日	○五七〇五一五四八六	訪問介護サービス太陽	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	株式会社大協	平成十九年三月一日
○五七二二一五三八二	養護老人ホームやまもと外部サービス利用型特定施設	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三	能代市山本郡養護老人ホーム組合	平成十九年一月一日	○五七二二一五三八二	養護老人ホームやまもと外部サービス利用型特定施設	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三	能代市山本郡養護老人ホーム組合	平成十九年一月一日
○五七〇四一五四〇六	大館市養護老人ホーム成章園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	社会福祉法人大館市社会福祉事業団	平成十九年一月一日	○五七〇四一五四〇六	大館市養護老人ホーム成章園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	社会福祉法人大館市社会福祉事業団	平成十九年一月一日
○五七〇七一五五六五	医療法人せいとく会短期入所生活介護事業所	湯沢市小野字東堺七十七番地一	医療法人せいとく会	平成十九年二月一日	○五七〇七一五五六五	医療法人せいとく会短期入所生活介護事業所	湯沢市小野字東堺七十七番地一	医療法人せいとく会	平成十九年二月一日
○五七二二一三七九二	ショートステイひだまり	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地七十三	有限会社菅原	平成十九年一月一日	○五七二二一三七九二	ショートステイひだまり	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地七十三	有限会社菅原	平成十九年一月一日
○五七〇一一五四五一	ショートステイ「美しき郷」	秋田市金足小泉字瀧向三十九番地一	来楽株式会社	平成十九年一月一日	○五七〇一一五四五一	ショートステイ「美しき郷」	秋田市金足小泉字瀧向三十九番地一	来楽株式会社	平成十九年一月一日

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業者番号 〇五七〇五一五四八六	名 称 訪問介護サービス太陽	所 在 地 由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	事 業 者 株式会社大協	指 定 年 月 日 平成十九年三月一日
-------------------------	-------------------	-----------------------------	-----------------	------------------------

秋田県告示第四百一十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規

定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があつたので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

(介護予防福祉用具貸与)

介護保険事業者番号 〇五七〇五〇七九四七	名 称 みらい工房	所 在 地 由利本荘市東梵天九十七番地二	事 業 者 有限会社よろ津や	廃 止 年 月 日 平成十九年二月一日
-------------------------	--------------	-------------------------	-------------------	------------------------

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業者番号 〇五七〇五〇七九四七	名 称 みらい工房	所 在 地 由利本荘市東梵天九十七番地二	事 業 者 有限会社よろ津や	廃 止 年 月 日 平成十九年二月一日
-------------------------	--------------	-------------------------	-------------------	------------------------

秋田県告示第四百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規

定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の変更の届出があつたので、同法第百十五条の九の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

(所在地を変更した指定介護予防訪問介護事業者)

介護保険事業者番号 〇五七〇一〇六〇四七	名 称 秋田県高齢協秋田西事業所	所 在 地	変 更 年 月 日
		変更後 秋田市寺内蛭根三丁目五番地十一	平成十八年十二月十二日
		変更前 秋田市寺内蛭根三丁目二十四番地三十一	

〇五七〇二〇三五六一

特定非営利活動法人ニューハーピネス扇寿

能代市字機織轄ノ目二百三番地

能代市鹹渕字一本柳百三十六番地

平成十九年一月二十九日

(所在地を変更した指定介護予防訪問看護事業者)

介護保険事業者番号	名	称	所	在	地	変	更	年	月	日
〇五六〇一九〇二四一	外旭川病院訪問看護ステーション		秋田市外旭川字三後田二百	秋田市外旭川字三後田百四十二		後	前			
								平成十九年	一月	三十日

秋田県告示第四百四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (一) 名称 合資会社五十嵐建設
  - (二) 住所 横手市平鹿町浅舞字浅舞六十八番地
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 五十嵐 幸一
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - 横手市平鹿町醍醐字下佐戸川十二番地二、十二番地四、十二番地五、十九番地二、十六番地一、十六番地六、十二番地一の内及び十二番地六の内
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の種類
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設及び同条第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類（塩化ビニール系を除く。）、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらの廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- 五 申請年月日 平成十九年二月七日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

- (1) 横手市旭川二丁目三番四十六号 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部
- (2) 横手市大雄字三村東十八番地 横手市福祉環境部環境課

- (二) 縦覧期間 平成十九年三月十三日から同年四月十二日まで
- (三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

- 七 意見書の提出期限及び提出先
- (一) 提出期限 平成十九年四月二十六日
- (二) 提出先 六(一)に同じ。

秋田県告示第四百四十四号

平成十九年三月二日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 事件
  - (一) 賃金及び一時金に関すること。
  - (二) 職員増員に関すること。
  - (三) 労働条件の改善に関すること。

二 日時  
平成十九年三月十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にあつて行方。

三 場所

- 秋田市中通五丁目九番二十二号 医療法人明和会本部
- 秋田市南通みその町三番十五号 中通総合病院
- 秋田市中通六丁目一番五十八号 中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
- 秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北中通診療所
- 秋田市南通みその町四番十七号 中通健康クリニック
- 秋田市仁井田瀉中町二番四十一号 ふき健診クリニック
- 秋田市中通六丁目十四番十八号 南通訪問看護ステーション及び南通在宅介護支援センター
- 秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北訪問看護ステーション
- 秋田市新屋勝平町三番二十一号 割山訪問看護ステーション
- 秋田市手形十七流十番十一号 手形訪問看護ステーション
- 秋田市檜山登町三番十八号 中通高等看護学院
- 大仙市大曲上栄町四番三号 大曲中通病院

大田市大曲上栄町一番九号 大曲中通齒科診療所  
 大田市大曲栄町十三番六十三号 大曲訪問看護ステーション  
 大田市大曲日の出町二丁目三番二十七号 大曲みなみクリニック

四 概要  
 救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

**秋田県告示第百四十五号**  
 平成十八年秋田県告示第六百十四号の基本測量について、平成十九年一月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年三月十三日 秋田県知事 寺田典城

**秋田県告示第百四十六号**  
 平成十八年秋田県告示第六百四十九号の公共測量について、平成十九年二月二十八日終了した旨仙北市長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年三月十三日 秋田県知事 寺田典城

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年三月十三日 秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 秋田県知事 寺田典城
- 二 平成十九年度秋田県広報一括委託業務 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 秋田県知事 秋田県秋田市山王四丁目一番一
- 四 秋田県知事 秋田県秋田市山王四丁目一番一
- 五 随意契約の相手方を決定した日 平成十九年二月十六日

四 随意契約の相手方の名称及び住所 株式会社エポックコミュニケーションズ 秋田県秋田市川尻大川町四番七号  
 五 随意契約に係る契約金額 一億三百四十六万七千三百十九円  
 六 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

秋選管告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
 平成十九年三月十三日 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 五十分の一の数 一九、〇五五
- 三分の一の数 二二五、四五八

秋選管告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
 平成十九年三月十三日 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八五、〇二八
- 能代市 一四、五三八
- 横手市 一〇、八一〇
- 大館市 一七、八三四
- 本荘市 一二、一四四
- 男鹿市 八、一五一
- 湯沢市 九、二〇三

選挙管理委員会告示

大曲市	一〇、五五四
鹿角市鹿角郡	一二、二三八
北秋田郡	一七、五一九
山本郡	一二、九六〇
南秋田郡	一九、六三四
河辺郡	五、一〇〇
由利郡	二〇、四七二
仙北郡	三一、一六五
平鹿郡	一八、〇五六
雄勝郡	一二、一八三

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一一	上	終りから	同町天王字棒沼台二百四十七番十九地先	同町天王字蒲沼九十二番一地先
一二	下	八く七	中屋数字林岱三十四番一地先	中屋数字林台三十四番一地先
一三	下	五	西仙北町刈和野字三枚橋五十七番地先から同町刈和野字刈和野二百九十九番地先まで	西仙北町刈和野字寄騎館四十番二から同町字刈和野二百九十九番地先まで
一四	上	九く一	南秋田郡天王町天王字蒲沼九十九番一地先から同町天王字棒沼台二百四十七番十九地先まで	南秋田郡天王町天王字蒲沼九十九番一地先
一五	上	一七く一九	中屋数字林岱三十四番一地先	中屋数字林台三十四番一地先
一六	上	終りから	中屋数字林岱三十四番一地先	中屋数字林台三十四番一地先

発行者 秋田県 秋田県山王四丁目一番一

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 Email: matsuhara@natsuhara.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄